

3. 日本競輪選手養成所選手候補生の養成期間の短縮(早期卒業)に関する規則(抜粋版)

(早期卒業候補者の選定)

第2条

本養成所は教育計画に定める記録会のうち、入所直後期または中間期に実施する記録会において、ゴールデンキャップを獲得した者を早期卒業候補者に選定する。

(早期卒業)

第4条

早期卒業候補者が次の各号のすべてに該当するときは、早期卒業を認める。

- (1) 第1回卒業認定考査及び第2回卒業認定考査に合格していること
 - (2) 早期卒業候補者を対象として11月または12月に実施する第3回卒業認定考査に合格していること。
 - (3) 早期卒業候補者に対する実訓練時限数のうち、必要履修数を満たしていること。この場合、必要な時限数の割合は「日本競輪選手養成所選手候補生卒業認定の基準」を準用する。
 - (4) 競走実技訓練において、出走した競走実技訓練のレースのうち、男子においては勝率が20%以上及び出走した競走において、最終周回バックストレッチを先頭で通過し、3着以内となった回数が出走する競走全体の10%以上の者、女子に関しては勝率が40%以上及び出走した競走において、最終周回バックストレッチを先頭で通過し、3着以内となった回数が出走する競走全体の30%以上の者
- 2 早期卒業が認定された者の卒業月は12月とする。
 - 3 早期卒業させることが不相当と認められる行為があつたときは、早期卒業を認めないことがある。
 - 4 早期卒業候補者が早期卒業できなかった場合は、通常の訓練課程に戻る。なお、第3回卒業認定考査は通常通り課す。

以上